

競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年1月21日

長崎県教育センター所長 竹之内 覚

1 一般競争入札に付する事項

長崎県教育センター庁舎等管理業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) この告示の日の前日までに長崎県内に本店等を有していない者、又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用していない者
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号の規定による長崎県知事の登録を受けていない者及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する1種、2種、3種いずれかの電気主任技術者並びに仕様書にある技術者を選任できない者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項

ア 年間売上高	資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度（以下「基準年度」という。）の年間売上高
イ 営業年数	基準日の前日までの営業年数
ウ 従業員数	基準日の前日現在の従業員数
エ 財務比率	基準年度末日現在における次に掲げる各比率
	(ア) 売上高当期利益率
	(イ) 固定長期適合率
	(ウ) 流動比率
オ 技術者の有無	2(9)に係る技術者の有無

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和7年2月12日（水曜日）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。郵送による場合は、書留郵便により令和7年2月12日(水曜日)午後4時必着とする。

ア 誓約書

イ 財務関係明細書

ウ 営業概要書

エ 委任状(権限を支社(店)長等に委任する場合のみ提出)

オ 法人にあっては登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

カ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

キ 県税に関し未納がないことを証する証明書

ク 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ケ 印鑑届(様式第2号)

コ 都道府県知事の登録建築物環境衛生総合管理業の長崎県登録を受けていることを証明する書類

サ 仕様書にある下記の技術者を選任できることを証明する書類

- ・電気主任技術者(3種以上)
- ・電気工事士(2種以上)
- ・危険物取扱者(乙種4類以上)
- ・冷凍機械責任者(3種以上)
- ・消防設備士又は消防設備点検資格者
- ・ボイラー技士(2級以上)
- ・建築物環境衛生管理技術者

シ その他

提出書類(コ、サを除く)は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒856-0834 大村市玖島一丁目24番2号

(名称) 長崎県教育センター 総務課

(電話) 0957-53-1131 (直通)

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知(郵送)する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年5月31日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。